インボイス制度
「関係ない」では済まされない！

【聞き手】
タナカ印刷㈱
代表取締役
田中　英城 氏
（広報・情報化委員会／東讃支部）

【話し手】
松本税理士事務所
税理士
松本　浩典 氏
（高松第6支部）

はじめに

『インボイス？消費税に関することでしょ。うちは免税事業者だから関係ないよ』と思われている方いらっしゃいませんか？ニュースの映像や新聞で度々目や耳にするようになった「インボイス制度」。聞き慣れないインボイスという言葉とどうやら消費税に関係することらしいという情報から「難しそうだし、うちは免税事業者だから関係ない」と思っていませんか？

『インボイス制度？免税事業者は大変だね。うちは課税事業者だから関係ないよ』と思われている方、確かに免税事業者と比べれば課税事業者はそこまで影響は大きくないかもしれません。ただ、対応を誤ると課税事業者も大変なことになるってご存知でしたか？

来年10月からスタートするこのインボイス制度。対応が今すぐにでも必要な会員さんがいるはずなのに、よくわからないという声や私は関係ないという声も多く、誤解をしている方も多いのではないか？このままでは手遅れになってしまう！そんな危機感から今回表紙を含めた巻頭特集としてインボイス制度について皆さんと一緒に学んでいきたいと思います。

時間がないという方は、以下のフローチャートに沿って自分が該当する部分だけでも必ずご確認いただければと思います。

【フローチャート】

インボイス制度についてご存知ですか？ → いいえ → P2の「インボイス制度とは?」へ
↓ はい

あなたは消費税課税事業者ですか？ → いいえ → P4の「免税事業者の場合」へ
↓ はい

あなたは消費税一般課税事業者ですか？ → いいえ → P4の「簡易課税事業者の場合」へ
↓ はい

P6の「一般課税事業者の場合」へ

消費税のインボイス制度における用語について

消費税の税負担者については、①納税義務のある課税事業者と②納税義務が免除される免税事業者とに分かれます。

①課税事業者

原則として、基準期間における課税売上高（※1）が1000万円を超える事業者のことをいい、さらに、課税事業者はⒶ一般課税事業者とⒷ簡易課税事業者の二つに分けることができます。

Ⓐ一般課税事業者

消費税の税額計算について、原則である「売上等で預かった消費税」と「仕入や経費等で支払った消費税」の差額で納付税額を計算している事業者のことです。

Ⓑ簡易課税事業者

Ⓐの原則計算ではなく、簡易な計算方法を適用している事業者のことです。この簡易課税は、基準期間の課税売上高（※1）が5000万円以下で、事前に税務署へ届出書を提出している事業者が選択できます。

②免税事業者

基準期間における課税売上高（※1）が1000万円以下の事

業者のことです。なお、免税事業者でも課税事業者になるかならないかは選択できます。

（※1）…基準期間における課税売上高とは、個人事業者の場合は前々年（2年前）の課税売上高のことをいい、法人の場合は前々事業年度（2期前）の課税売上高のことをいいます。

インボイス制度とは？

田中　それでは高松第6支部松本税理士事務所の松本浩典さんに色々とお話をお伺いしたいと思います。

まず、インボイス制度とはそもそもどんなものなのかについて教えてください。

松本　インボイス制度を説明する前にあまり聞き慣れない「インボイス」について説明させていただきますね。

もともとインボイス（invoice）は、海外貿易の際における通関手続きに必要不可欠な書類で「送り状」とも言われていますが、実際には、送り状、価格計算書、請求書、納品書などの役割を兼ね備えています。

今回、日本でのインボイスとは「適格請求書」といい、「売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税等を伝えるための書類」を意味します。

田中　適格請求書は今の請求書やレシートと何が違うのでしょうか？

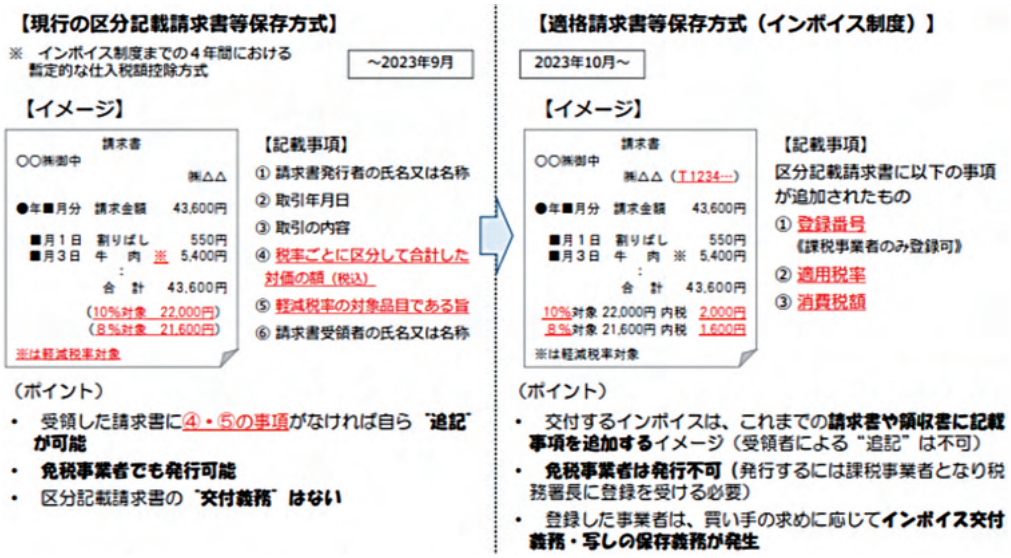

松本　現行の請求書にいくつかの記載事項が追加されるイメージです。なお、インボイスの様式は法令又は通達等で定められていませんので、必要な事項が記載された書類であれば請求書、領収書、納品書といった名称を問わず、手書きであってもインボイスに該当します。

また、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業等に係る取引については、インボイスに代えて、一定の記載事項が省略された適格簡易請求書（いわゆる簡易インボイス）を交付することができます。

次に来年10月からスタートされるインボイス制度について説明させていただきます。

インボイス制度とは消費税を簡易課税ではなく一般課税で納税している事業者が、仕入や経費の支払いの際、相手先からインボイス（適格請求書）をもらい保存することで、消費税を計算する上で仕入等に対して支払った消費税を控除することができる制度のことです。

なぜこのような制度を始めるのか、その背景を知るためには消費税の仕組みを確認する必要があります。以下の例（3ページ）を参照ください。

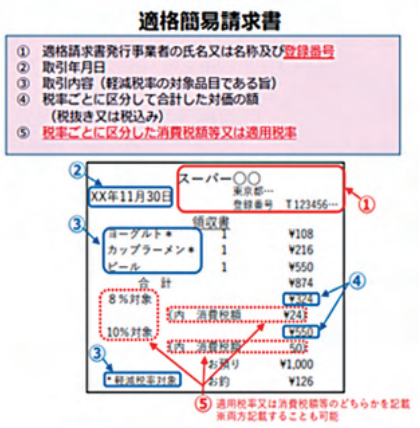

出所：日本税理士会連合会HPより

【例】家電販売店のBさんは仕入先のAさんから家電を11万円（税込）で仕入れ、Cさんに33万円（税込）で販売した。

※経過措置は考慮していません

現在の消費税の場合

①【Aさんが 課税事業者 の場合】

Aさん 仕入先 → 納める消費税 1万円 → 税務署

↓↑ 支払い 10万円 ＋ 消費税 1万円

Bさん 販売店 → 納める消費税 2万円 → 税務署

↓↑ 支払い 30万円 ＋ 消費税 3万円

Cさん 消費者

C が B に支払った消費税	3万円
B が納める消費税	
C から受け取った消費税	3万円
A に支払った消費税	△1万円
納める消費税	2万円
A が納める消費税	
B から受け取った消費税	1万円

益税は発生しない

これが本来の消費税のあるべき姿

②【Aさんが 免税事業者 の場合】 2023年9月末まで

Aさん 仕入先 → 納める消費税 0万円 → 1万円 利益 益税

↓↑ 支払い 10万円 ＋ 消費税 1万円

Bさん 販売店 → 納める消費税 2万円 → 税務署

↓↑ 支払い 30万円 ＋ 消費税 3万円

Cさん 消費者

C が B に支払った消費税	3万円
B が納める消費税	
C から受け取った消費税	3万円
A に支払った消費税	△1万円
納める消費税	2万円
A が納める消費税	
免税業者のため	0円

益税が1万円発生する

Cは3万円の消費税を支払っているが、国に納まったのは2万円で、1万円はAさんが取り込むかたちになっている。

インボイス制度開始の場合

③【Aさんが 免税事業者 の場合】 2023年10月1日～

Aさん 仕入先 → 納める消費税 0万円 → 益税なし

↓↑ 支払い 10万円 ＋ 消費税 1万円

Bさん 販売店 → 納める消費税 3万円 → 税務署

↓↑ 支払い 30万円 ＋ 消費税 3万円

Cさん 消費者

C が B に支払った消費税	3万円
B が納める消費税	
C から受け取った消費税	3万円
A に支払った消費税	0万円
納める消費税	3万円
A が納める消費税	
免税業者のため	0円

益税は発生しない

Bは免税業者のAからインボイスを貰えないため、Aに支払った1万円の消費税を控除できない。

益税とは、消費が支払った消費税が国等に納められず、事業者の手元に合法的に残ることをいいます。つまり、インボイス制度導入には益税による消費税の仕組みの歪みをできる限り是正したいという国の思惑も存在しています。

田中　なるほどよくわかりました。それでは具体的にどのようなところに我々経営者が気をつけなければならないのかを教えてください。

松本　では、どういう事業者との取引においてインボイス制度の影響が出てくるのかご説明したいと思います。

上記例の家電販売の図に当てはめると、インボイス制度の影響があるのは、販売店のBさん（一般課税事業者）が仕入先のAさん（免税事業者）に代金を支払う場合のみであり、この場合はBさんの納める消費税が増加します。

もし、免税事業者のAさんがインボイス登録をして課税事業者になれば、インボイスを発行できるので、Bさんは支払った消費税を控除できることから、インボイス制度による消費税の影響は受けません。反対に、Aさんは課税事業者になったことで今後は消費税を納める必要がでてきます。

また、Bさんが簡易課税事業者（②のケース）であれば、Aさんが免税事業者でも課税事業者でもインボイス制度の影響を受けません。なぜなら、簡易課税は売上高に含まれる消費税（受け取った消費税）から計算されます。よって、インボイスがあってもなくても消費税の金額に影響を与えません。

Bさんが免税事業者（③のケース）の場合、Bさんは消費税の納税義務がないことからインボイスをもらっても使うことがないため、なんの影響もありません。

以下の図（4ページ）より、インボイス制度により影響があるのは、一般課税の事業者と免税事業者との取引のみであり、どちらかが消費税の痛手を負うことになります。

あなた：代金払う方(買い手)	相手：代金貰う方(売り手)	インボイス制度
課税事業者 ①（一般課税適用） Bさん	Aさん　免税事業者	影響する
	課税事業者(簡易課税)	影響なし
	課税事業者(一般課税)	影響なし
課税事業者 ②（簡易課税適用）	免税事業者	影響なし
	課税事業者(簡易課税)	影響なし
	課税事業者(一般課税)	影響なし
③　免税事業者	免税事業者	影響なし
	課税事業者(簡易課税)	影響なし
	課税事業者(一般課税)	影響なし

簡易課税事業者の場合

田中　なるほど。ということは簡易課税事業者の場合、インボイス制度はそれほど気にする必要はないということでしょうか？

松本　はい。簡易課税は消費税を計算する上では、実際に支払った消費税は考慮しないため、インボイスを貰う必要はありません。

　つまり、簡易課税を選択している事業者は、インボイス制度導入後、多少の事務負担は増えますが、帳簿保存については今までと同じです。

　簡易課税の事業者はインボイス制度が始まっても簡易課税を選択している限りインボイス制度による実害はありません。

　ただし、簡易課税を選択できる事業者は、基本的に基準期間における課税売上高が５０００万円以下の事業者のみです。

田中　そうなんですね。それでは一般的に影響が大きいと言われている免税事業者の注意すべき点について教えてください。

免税事業者の場合

松本　免税事業者は前述のとおりインボイスを発行できません。ということは、免税事業者に対して税込みで仕入等の支払いをした場合でもインボイスを貰うことができません。インボイスを貰うことができなければ一般課税の事業者は消費税の納税額を計算する時に、支払った消費税を差引くことができず、その分だけ納める消費税が増加してしまいます。

　例えば、小売業者が６６００円（消費税６００円）で商品を仕入れ、それを１１０００円（消費税１０００円）で販売した場合、インボイスがあれば払った消費税６００円を差引くことができるので税額は４００円（１０００円引く６００円）ですが、インボイスがなければ６００円を差引くことができないので税額は１０００円（１０００円引く０円）になります。

　つまり、一般課税の事業者はインボイスがないと消費税の納税額が増えるので、制度導入後、免税事業者との取引を減らす可能性があり、結果として免税事業者の仕事が減ってしまうリスクが生じるということが問題となります。

　ただし、インボイス制度は経過措置が設けられていますので、経過措置の間に状況を見極めて対応していく必要があります。

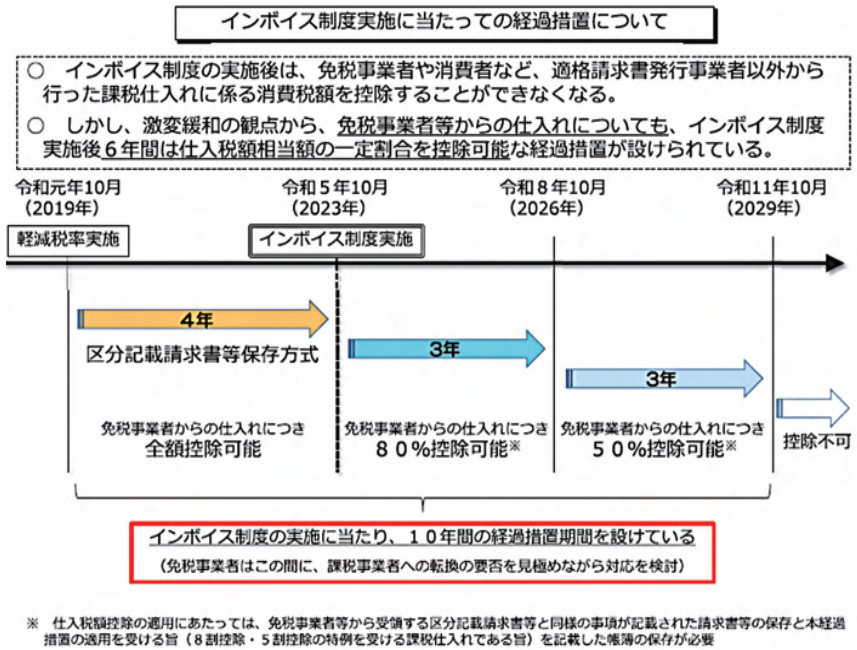

※　仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（８割控除・５割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

出所：日本税理士会連合会HPより

制度移行後、当初の3年間は8割相当、その後の3年間は5割相当については、インボイスなしでも消費税を差引くことができます。インボイス制度の完全移行は2029年10月からです。

田中　なるほど。免税事業者は仕事が減ってしまうリスクがあるんですね。これは非常に大きな影響ですね。経過措置があることなどもきちんと説明しておかないと、発注者さんの思い込みでいきなり仕事がなくなるなんてこともありそうですね。

もう少し具体的な例を交えて対処法も教えていただけないでしょうか？

松本　それではいくつかの例を出してみたいと思います。

1 免税事業者に外注を出している一般課税の事業者（建設業・製造業等）との取引の場合

●外注の免税事業者の考え

確かに消費税は免税だけど、今までずっと消費税込みでやってきたし、仕事の材料仕入時には仕入業者に消費税を支払っているんだから、売上に対する消費税は今後も請求させてほしい。それに、消費税分を減らされたらもともと年間収入は多くないので今後が厳しくなる。

●免税事業者の対処案

①インボイス登録をした上で価格交渉をする

②免税事業者を継続する

2 免税事業者のテナントオーナーに対して店舗家賃の支払いがある一般課税の事業者との取引の場合

●免税のテナントオーナーの考え

こっちは消費税込みで家賃設定をしているし、建物維持費や修繕費、固定資産税等の支出も結構あるのでインボイスを契機に値下げの交渉や退去を検討されては今後に影響が出てくるかもしれない。

●テナントオーナーの対処案

①インボイスの登録をする

②免税事業者のまましばらく様子見

③免税事業者を継続した上で値下げに応じる

ただ、インボイスを貰える物件への引越については、引越費用や引越に関する手続き面等を考えると、インボイスだけを理由に引越をする可能性は低いと思われます。

3 免税事業者の飲食店を利用している一般課税の事業者との取引の場合

●免税事業者の飲食店の考え

うちの店に来てくれるお客が一般のお客だけなら今後も免税事業者を継続したいが、インボイスの登録をしないと法人の来店回数が減るかもしれない。でも、インボイスの登録をすると消費税の納税が発生するし…。

●免税事業者の飲食店の対処案

①利用客層について法人が多いのか一般消費者が多いのかを考えてインボイス登録を検討する

インボイス制度は上述したとおり経過措置があるので、制度開始後、免税事業者へ支払った消費税分の全額がいきなり一般課税の事業者の消費税額に跳ね返ることはありません。経過措置があることを踏まえた上で今後の対応を考えていく必要性があります。

免税事業者を継続するメリットは消費税を納める必要がないことですが、デメリットはインボイス制度後に既存案件や新規案件が減る可能性があることです。つまり、一般課税の事業者はインボイスがないと納付する消費税が増加するため、インボイスを発行できない免税事業者との取引を敬遠したり、最初から値下げ交渉をされての取引になる可能性が考えられます。

インボイスを必要とする事業者と円滑に取引をするには、免税事業者もインボイス登録を行い課税事業者になる必要も出てくると思います。その際、簡易課税を選択すれば一般課税に比べて消費税の納税額は少なくなる可能性が高いです。

免税事業者を継続してもよい事業者もあります。例えば診療所や歯医者、美容室、学習塾等お客のメインが一般消費者である業種であればインボイスの発行は必要ありませんので、免税事業者のままでも差し支えないと考えます。

いずれにせよインボイス制度にあたり、免税事業者は今後も免税事業者として継続するか否かの検討が必要です。検討の際は自分で考えず、税理士等の専門家と一緒に考えていくことが大事です。

田中　一方で発注者となる場合の一般課税事業者が気をつける点はあるのでしょうか？

一般課税事業者の場合

松本　こちらも先程の例に沿ってご説明したいと思います。

1 免税事業者に外注を出している一般課税の事業者（建設業・製造業等）との取引の場合

●一般課税の事業者の考え

免税事業者へ税込みで支払ってもインボイスがなかったら消費税は控除できないのだから、消費税が増額となり資金繰りに少なからず影響が出てくる。それに免税事業者は消費税を納めていないから、そもそも消費税を払う必要があるのだろうか。

●一般課税の事業者の対処案

①免税事業者にインボイス登録をしてもらう

②今までどおり支払いをして他でカバーする

③取引の見直し

2 免税事業者のテナントオーナーに対して店舗家賃の支払いがある一般課税の事業者との取引の場合

●一般課税の事業者の考え

イスをもらえないなら、消費税同等の家賃の値下げ交渉をしてみようかな。あるいはインボイスをもらえる物件への引越の検討も必要かもしれない。

3 免税事業者の飲食店を利用している一般課税の事業者との取引の場合

●一般課税の事業者の考え

これまで会議や接待でよく利用してきた店だけど、インボイスが出ないなら今後の利用を考える必要がある。

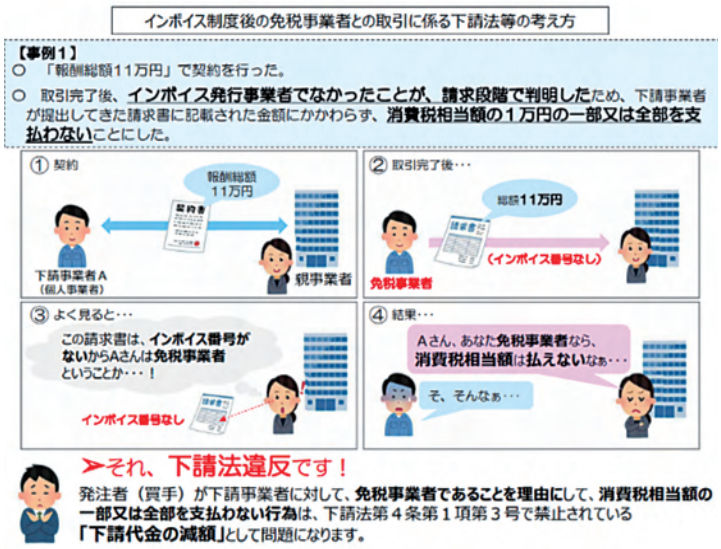

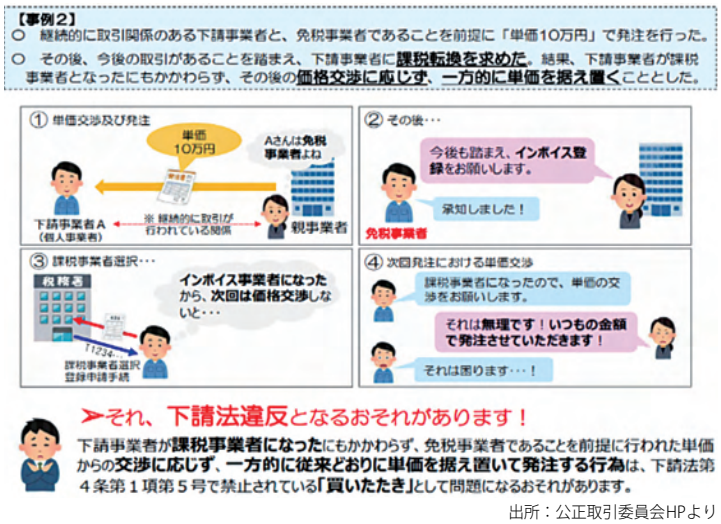

出所：公正取引委員会HPより

上記のように免税事業者との取引において交渉が必要となるのですが、その際に取引上優越した地位にある事業者は、独占禁止法等の問題にならないかを考慮する必要があります。

左図の例において、親事業者は下請事業者Aが免税事業者であることを知っている上で免税事業者用の単価を提示し、その後、Aがインボイス登録に伴う消費税相当分の単価上乗せ交渉を申し出たが、それを拒否して一方的に免税事業者用の単価で据え置く行為は問題となります。

この場合、Aは上図②の段階で単価交渉が可能かどうかの確認が必要となります。しかし、以前から免税事業者であることを前提としておらず、消費税相当分を含んだ単価でもともと設定されていたような場合においては、免税事業者から課税事業者になった際に単価を据え置いたとしても、これは買いたたきの問題は生じないと考えられます。

田中　なるほど。免税事業者に発注する際、一方的な価格交渉などは法律違反になる可能性があるのですね。それは考えていませんでした。

一方で今回のインボイス制度は協力会社などの取引先を単なる外注先と見るのか？それとも自分たちのパートナーと見るのか？自社が小さな一流企業を目指している中での立ち位置を試されているのかもしれないですね。

松本さん、ありがとうございました。